

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 申請書は2部提出すること。（控え1部を含む。）
- (2) 申請書は、左端2カ所にパンチ穴をあけ、ファイル又はひも綴じして提出すること。

2 様式

- 産業廃棄物処分業許可申請書（様式第八号）
- 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）
- 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（様式第十四号）
- 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）

3 記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載すること。
- (2) 申請者の住所、氏名については次のことに留意すること。
 - 申請者が個人 住民票抄本のとおりに記載すること。
 - 申請者が法人 法人の登記簿謄本のとおりに記載すること。
- (3) 各様式の（第2面）及び（第3面）について、該当する者が、個人にあつては、住民票抄本のとおり、法人にあつては、登記簿謄本のとおりに記載すること。

3 添付書類に関する留意事項

- (1) 登記簿謄本 : 申請日から3ヶ月以内
- (2) 住民票抄本 : 申請日から3ヶ月以内 本籍地が記載されたもの
- (3) 登記事項証明書 : 申請日から3ヶ月以内 後見登記等に関する法律に定める証明書
- (4) 納税証明書 : 未納税額がないこと

4 その他

その他、留意事項については、申請書下端の（留意事項）を参照すること。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る提出書類一覧表

提出を要する書類及び添付図面

新規許可申請： 該当する全ての書類（ 、 が付してある書類）

更新許可、変更許可申請： が付してある書類については、その内容に変更がない限り添付不要

提出書類	添付書類	申請者別	
		法人	個人
産廃（新規・更新）様式第八号 産廃（変更）様式第十号 特管（新規・更新）様式第十四号 特管（変更）様式第十六号	法人登記簿謄本 法人の役員の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 百分の五以上の株式保有者又は出資者の本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合には、登記簿謄本）及び登記事項証明書 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本及び登記事項証明書 定款（又は寄付行為） 既に許可を得ている都道府県市の許可証 事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図（住宅地図の写しで可） 産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）（排水処理及び排ガス処理を含む） 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図 申請者が施設の所有権を有する事を証する書類（所有権を有しない場合は使用する権原を有する事を証する書類） 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面		
別紙 1	事業計画の概要		
別紙 2	業務経歴		
別紙 3	事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）		
別紙 4 の 1	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）		
別紙 4 の 2	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（中間処理施設）		
別紙 4 の 3	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）		
別紙 5	事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		
別紙 6	資産に関する調書 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） 法人税納税証明書 所得税納税証明書	直近3カ年分	直近3カ年分
別紙 7	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 講習会修了証の写し 認められる講習会の修了者	(法人) 役員、事業場の代表者	(個人) 申請者、政令で定める使用人
別紙 8	誓約書		
手数料 産業廃棄物処分業 新規許可 ¥100,000円 更新許可 ¥94,000円 変更許可 ¥92,000円 特別管理産業廃棄物処分業 新規許可 ¥100,000円 更新許可 ¥95,000円 変更許可 ¥95,000円			

（留意事項）

申請日時等に関しては、事前に前橋市役所廃棄物対策課に確認すること。